**自動販売機による寄付金に関する覚書**

　社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「甲」という）と●●●●●（以下「乙」という）は，小美玉市内において，乙が下表において設置する寄付機能付自動販売機（以下「自動販売機」という。）による寄付金に関し，次の通り覚書を締結する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約 | 物件番号 | 財産名称 | 設置場所 |
|  | 本庁舎１ | 小美玉市役所本庁舎 | 1階　ロビー |
|  | 本庁舎２ | 小美玉市役所本庁舎 | 1階　厚生室 |
|  | 小川総合支所１ | 小川総合支所 | 1階　階段脇 |
|  | 玉里総合支所１ | 玉里総合支所 | 1階　ロビー |
|  | 玉里総合支所２ | 玉里総合支所 | 1階　ロビー |
|  | 農村環境改善センター１ | 農村環境改善センター | 玄関脇（屋外） |

　　　※契約欄に○印が付されるものが，乙が設置する自動販売機である。

1. （寄付金）

（１）乙は，自動販売機の販売金額の１０％相当額以上の額を甲に寄付するものとする。

（２）乙は，当該自動販売機による売上を毎月末日で締め切り，前項に定められた寄付金を翌月末までに甲に支払うものとする。ただし，寄付金の送金間隔は甲乙協議により変更することができるものとする。

1. （寄付金の送金）

乙は，第１条第１項の寄付金を，甲の指定する次の口座に送金するものとする。

＊金融機関名：　　　　　　銀行　支店名　：　　　　　　　　　　支店

＊預金種目　：　　　　　　　　　口座番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊口座名義　：

＊口座名義ｶﾅ：

1. （本覚書の有効期限）

この覚書の有効期限は，契約の締結から令和９年３月３１日までとする。

1. （協議）

　この申し合わせに記載のない事項及び記載の事項に疑義が生じた場合は，甲，乙の両者が誠意をもって協議し，決定するものとする。

1. （覚書の保有）

　この覚書の証として，本書２通を作成し，甲，乙記名押印してそれぞれ１通を保有するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　 　　　小美玉市上玉里１１２２

甲　　社会福祉法人　小美玉市社会福祉協議会

　　　　　　　　　 　 　　　　　　　　　　 　　　　　　　会長　　伊　能　淑　郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○市○○

乙　　●●●●●

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○

**自動販売機による寄付金に関する覚書**

　小美玉市身体障がい者福祉協会（以下「甲」という）と●●●●●（以下「乙」という）は，小美玉市内において，乙が下表において設置する寄付機能付自動販売機（以下「自動販売機」という。）による寄付金に関し，次の通り覚書を締結する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約 | 物件番号 | 財産名称 | 設置場所 |
|  | 小川文化センターアピオス１ | 小川文化センターアピオス | 1階　喫茶コーナー |
|  | 小川文化センターアピオス２ | 小川文化センターアピオス | 1階　喫茶コーナー |
|  | 四季文化館みの～れ１ | 四季文化館みの～れ | 1階　喫茶スペース |
|  | 四季文化館みの～れ２ | 四季文化館みの～れ | 1階　喫茶スペース |
|  | 生涯学習センターコスモス１ | 生涯学習センターコスモス | 1階階段裏ロビー側 |
|  | 生涯学習センターコスモス２ | 生涯学習センターコスモス | 1階階段裏ロビー側 |
|  | 生涯学習センターコスモス３ | 生涯学習センターコスモス | 1階　大ホール脇 |
|  | 小川運動公園３ | 小川運動公園 | 管理等脇（屋外） |

　　※契約欄に○印が付されるものが，乙が設置する自動販売機である。

第１条　（寄付金）

（１）乙は，自動販売機の販売金額の１０％相当額以上の額を甲に寄付するものとする。

（２）乙は，当該自動販売機による売上を毎月末日で締め切り，前項に定められた寄付金を原則として翌月中に甲に支払うものとする。ただし送金間隔は甲乙協議により変更することができるものとする。

第２条　（寄付金の送金）

乙は，第１条第１項の寄付金を，甲の指定する次の口座に送金するものとする。

＊金融機関名：　　　　　銀行　支店名　：　　　　支店

＊預金種目　：　　　　　　　　口座番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊口座名義　：

＊口座名義ｶﾅ：

第３条　（本覚書の有効期限）

この覚書の有効期限は，契約の締結から令和９年３月３１日までとする。

第４条　（協議）

　この申し合わせに記載のない事項及び記載の事項に疑義が生じた場合は，甲，乙の両者が誠意をもって協議し，決定するものとする。

第５条　（覚書の保有）

　この覚書の証として，本書２通を作成し，甲，乙記名押印してそれぞれ１通を保有するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　 　　　小美玉市上玉里１１２２

甲　　小美玉市身体障がい者福祉協会

　　　　　　　　　 　 　　　　　　　　　　 会長　　立村　　忠

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○市○○

乙　　●●●●●

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○